

2 栄養関係

令和元年度末現在の「給食施設」は93,118施設となっており、そのうち「特定給食施設」は51,110施設(54.9%)で、「その他の給食施設」は42,008施設(45.1%)となっている(表3、図4)。

特定給食施設の「指定施設①」は2,838施設(3.0%)となっている(図4)。

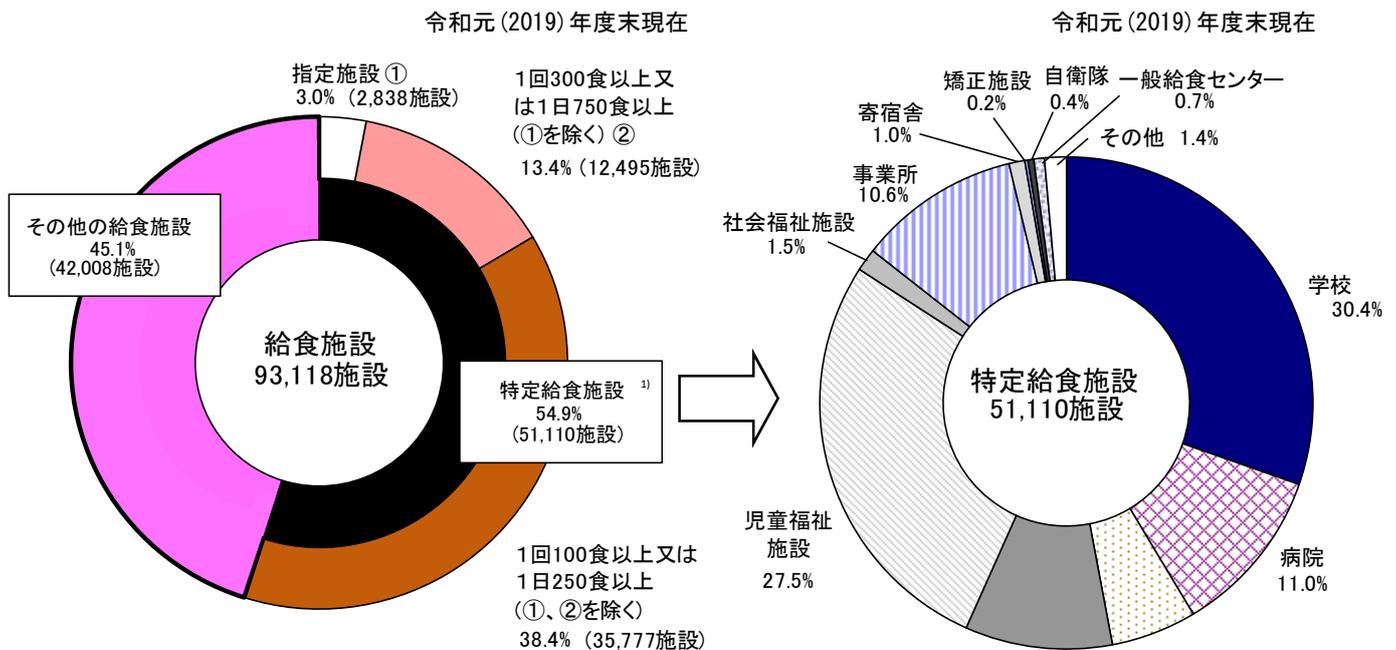
特定給食施設の種別別構成割合をみると、「学校」(30.4%)が最も多く、次いで「児童福祉施設」(27.5%)、「病院」(11.0%)となっている(図5)。

表3 給食施設数の年次推移

(単位：施設)	各年度末現在					対前年度	
	平成27年度 (2015)	28年度 ('16)	29年度 ('17)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	増減数	増減率 (%)
	給食施設	88 645	90 419	91 002	92 247	93 118	871
特定給食施設	49 744	50 350	50 542	50 985	51 110	125	0.2
学校	15 769	15 766	15 772	15 631	15 523	△ 108	△ 0.7
病院	5 659	5 655	5 670	5 666	5 639	△ 27	△ 0.5
介護老人保健施設	2 811	2 823	2 865	2 853	2 860	7	0.2
老人福祉施設	4 672	4 753	4 832	4 899	4 946	47	1.0
児童福祉施設	12 467	13 056	13 206	13 749	14 035	286	2.1
社会福祉施設	791	764	764	774	758	△ 16	△ 2.1
事業所	5 607	5 551	5 492	5 495	5 433	△ 62	△ 1.1
寄宿舎	574	553	556	554	528	△ 26	△ 4.7
矯正施設	116	114	115	112	107	△ 5	△ 4.5
自衛隊	189	193	190	189	193	4	2.1
一般給食センター	402	396	376	367	354	△ 13	△ 3.5
その他	687	726	704	696	734	38	5.5
その他の給食施設	38 901	40 069	40 460	41 262	42 008	746	1.8

図4 特定給食施設—その他の給食施設の構成割合

図5 特定給食施設の種別別構成割合



注：1)「特定給食施設」(※)の3分類
 ※健康増進法第20条第1項に規定される施設で、特定かつ多数の者に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
 ○指定施設①
 ・医学的な管理を必要とする者に食事を提供する特定給食施設であって、継続的に1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給するもの
 ・上記以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に1回500食以上又は1日1,500食以上の食事を供給するもの
 ○1回300食以上又は1日750食以上(①を除く)②
 ○1回100食以上又は1日250食以上(①、②を除く)